

浜田市温泉供給料金の見直しについての答申書 (案)

令和●年●月●日

浜田市温泉審議会

令和●年●月●日

浜田市長 久保田 章 市 様

浜田市温泉審議会
会長 角 能

温泉供給料金について（答申）

令和 6 年 7 月 3 日付け観第 146 号で諮問があったこのことについて、当審議会の意見は下記のとおりです。

記

1 温泉供給料金について

(1) 湯屋温泉における飲料営業供給の額

今後の温泉維持管理・改修費の見込みを勘案し、現行料金（1,320 円）の 3 分の 2 程度となる使用量 1 立方メートル当たり、880 円とすることが適当である。

2 改定の時期

令和 7 年 4 月 1 日とすることが適当である。

3 附帯意見

(1) 温泉事業は、市の観光施策における重要な柱の一つであると認識し、想定外の支出を伴う改修等が必要な場合、市が責任をもって事業に支障が生じないように対応するとともに、改修等に要する財源の確保に努められたい。

(2) 今回、その他の供給料金の見直しは見送ることとなったが、審議会で議論された飲料営業供給以外の供給料金や基本料金に設定されている使用量 300 立方メートルの在り方については、社会情勢、供給目的や使用状況に応じた、適切な料金体系となるよう、温泉の湧出状況や使用水量等を踏まえ、早めの検討をされたい。

以上